

平成 27 年度事業所等財務定期監査の指摘に基づき講じた措置等

(監査対象：こども家庭局)

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 収入に関する事務 収入に係る事務手続を適正に行うべきもの</p> <p>イ 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度掛金は収納したとき領収証書を省略できるものとされているが、各保育所ではトラブル防止のため独自の様式の領収証書を発行している。</p> <p>会計規則に定める一般用の様式でない独自様式の領収証書は会計管理者の合議を経て定められたい。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p>イ 独自様式の領収書を作成し、会計室の合議を経て、平成 28 年度より使用を開始している。</p> <p style="text-align: right;">(振興課)</p>	<p>措置済</p>